

(別紙2)

事 務 連 絡

令和4年10月28日

各都道府県・市町村 生活福祉資金貸付制度主管部局長 殿

各都道府県・市町村 生活困窮者自立支援制度主管部局長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室長

緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について

平素より、厚生労働行政の推進につき、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

緊急小口資金等の特例貸付のうち、緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）については、償還開始時期が令和4年12月末日以前に到来する場合には据置期間を一律令和4年12月末まで延長しているため、令和5年1月から償還が始まります。

現在、各都道府県社会福祉協議会においては、借受人に対し償還の手続や償還免除の申請を順次案内していただいていると承知していますが、借受人に対する適切な対応については、「令和4年10月以降の生活困窮者支援の重層的実施及び緊急小口資金等の特例貸付の借受人への適切な対応について」（令和4年9月9日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡。以下「9月9日付け事務連絡」という。）によりお願いしているところです。

今般、9月9日付け事務連絡をさらに具体化する形で、償還免除の承認を受けた方や償還が困難であるとの相談があった方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対するフォローアップ支援について、下記のとおり整理しましたので、引き続き適切な御対応をお願い申し上げます。

各都道府県・市町村生活福祉資金貸付制度主管部局におかれては、管内の都道府県社会福祉協議会又は市区町村社会福祉協議会へ周知いただき、各都道府県・市町村生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、管内の生活困窮者自立相談支援機関（以下「自立相談支援機関」という。）へ周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

記

1 償還免除を行った借受人へのフォローアップ支援

各都道府県社会福祉協議会においては、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置である緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除の取扱いについて」（令和3年11月22日付け社援1122第2号。以下「償還免除特例通知」という。）第3の3により、総合支援資金（延長貸付）及び総合支援資金（再貸付）の借受人に対して償還免除承認通知書を交付する際は、フォローアップ支援を行うため、

- ・ 自立相談支援機関に関するパンフレットやチラシ等を同封するとともに、
- ・ あらかじめ借受人から他機関へ情報を提供することについて同意を得られている場合、借受人の情報を自立相談支援機関に提供することや、必要に応じて個別に自立相談支援機関へつなぐ

など、適切に対応していただくことをお願いしているところです。

緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）についても、9月9日付け事務連絡により、可能な限り同様の対応をお願いしているところですが、これは、総合支援資金（延長貸付）及び総合支援資金（再貸付）の償還免除の判定時期が令和5年度以降となることを踏まえると、現に生活に困窮している人を早期に支援することが重要との考えによるものです。

このため、各都道府県社会福祉協議会等及び自立相談支援機関におかれては、両者連携の上、緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）に係る償還免除を認めた方について、可能な限り訪問等のアウトリーチによるプッシュ型の支援も含め、改めて積極的なフォローアップ支援をお願いいたします。その際、例えば、緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）の双方について償還免除を認めた方や、その中でも特に新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「生活困窮者自立支援金」という。）の受給を終了した方から重点的に支援を行うなど、支援の必要性や緊急性に応じた対応も考えられますので、御検討いただければ幸いです。

自立相談支援機関においては、各都道府県社会福祉協議会から借受人に関する情報提供があった場合には、当該借受人に対して電話や訪問等によりアウトリーチを行うなど、可能な限りプッシュ型による相談支援につなげた上で、個々の状況に応じて、家計改善支援事業や就労準備支援事業の活用、ハローワークや福祉事務所との連携など、今後の生活再建に向けて必要な支援の検討を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、このアウトリーチに必要となる自立相談支援機関の相談支援員の加配等の経費については、令和3年度補正予算及び令和4年度予備費において措置した新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用いただいたところですが、本日決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に伴う補正予算の関連事業において、上記のアウトリーチ等を行うために必要な経費の支援を盛り込む予定であり、補正予算案の決定後に改めてお知らせする予定であることを申し添えます。

2 償還免除申請に未応答の借受人へのフォローアップ支援

償還免除の申請を行っていない借受人の中には、免除要件を満たすにもかかわらず申請を失念している方もいると考えられます。このため、各都道府県社会福祉協議会においては、ホームページやSNS等を活用して償還免除申請に関する周知を改めて徹底するほか、

- ・ 償還開始の案内（償還振込口座登録の送付）など借受人に文書を郵送する機会を捉えて、あわせて、償還免除申請の再案内に係る文言を文書に追加したり、改めて案内を送付するなど、償還免除申請の失念に関する注意喚起を行うこと、
- ・ 個別に償還免除申請の再送付や電話等を行うことにより申請勧奨すること、
- ・ 償還免除申請の手続の方法を分かりやすくホームページに掲載することや、償還免除手続を自身で行うことが困難な方に適切に記載等の援助を行うこと

など、可能な限りプッシュ型による償還免除申請の積極的な勧奨や支援をお願いします。

また、償還の手続や償還免除の申請を案内する際には、償還免除に至らないものの償還が困難な借受人に配慮するため、別添の厚生労働省作成のリーフレットも活用して、償還に関する相談について周知するとともに、相談があった場合には、償還中であっても一定の要件を満たす場合には償還免除を適用できることや、後述する償還猶予や少額返済の方法もあることを案内するなど、個々の状況に寄り添ったきめ細かな対応をお願いいたします。

こうした申請手続や償還に関する相談や問合せに円滑に対応するため、地域の実情に応じて適切に体制を確保していただくようお願いします。その際、障害のある方には、例えばホームページや申請の案内時における音声コードの活用などの配慮に努めてください。また、外国籍の方には、厚生労働省のホームページにおいて、9か国語に対応した償還免除に関するリーフレットを掲載（※）していますので、そのリーフレットを適宜活用いただきながら申請勧奨に努めていただくようお願いします。

（※）厚生労働省ホームページのリンク先（特例貸付の最新通知や問答集の掲載ページ参照）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

3 償還免除に至らないものの償還が困難な借受人へのフォローアップ支援

各都道府県社会福祉協議会においては、償還免除の対象とならない借受人について、生活に困窮している状況が判明した場合には、個々の生活状況を把握しながら、市区町村社会福祉協議会、自立相談支援機関、福祉事務所、ハローワーク、債務整理支援を行うための関係機関等と連携して、生活再建に向けた必要な支援を行っていただくようお願いしているところですが、特に償還が困難な借受人に対しては、以下のきめ細かな支援をお願いいたします。

（1）個々の状況に配慮した償還猶予や少額返済の案内

各都道府県社会福祉協議会においては、償還が困難との相談があった借受人に対して、個々の状況に応じて償還猶予を適切に活用していただくことをお願いしているところです。

が、特例貸付における償還猶予の取扱いについては、「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」の一部改正について」（令和4年10月28日付け社援発1028第11号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づいて、適切に案内いただきますようお願いいたします。なお、特例貸付の償還猶予の申請手続については、償還開始前から可能であり、償還猶予の適用に当たっては、将来的に償還可能性が確実に見込める借受人だけを対象とはせず、特例貸付の趣旨にかんがみ、猶予後の償還可能性を厳密に求めることなく、相談時点の償還困難な状況がある場合には積極的な対応をお願いいたします。その際、都道府県社会福祉協議会等において個々の状況に応じて判断する場合には、例えば、以下の事由を参考に柔軟に判断いただくようお願いいたします。

- ・ 収入減少や不安定就労によって生活が安定しない（生活困窮者自立支援制度に基づく住居確保給付金の取扱いを参考に、直近3か月の収入がおおむね住民税非課税相当となっているかを目安に判断する等）
- ・ DV等の被害を受けて避難している。
- ・ 多重の債務があり、債務整理を行う可能性がある。
- ・ 公共料金等の滞納が続いており、生活に困窮している。 等

また、償還計画どおりの償還が困難な借受人に対しては、必要に応じて、償還計画の変更や少額返済を認めるなど、個々の状況に配慮した対応を御検討ください。

なお、償還猶予や少額返済を認める場合においては、口座引落しの手続を可及的速やかに停止するなど償還の口座引落し時期に十分配慮いただくようお願いいたします。

（参考）「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」の一部改正について」（令和4年10月28日付け社援発1028第11号厚生労働省社会・援護局長通知）の抜粋

4. 特例貸付により貸付を受けた者への償還猶予の取扱い

本特例措置による貸付金の償還猶予の取扱いについては、要綱の第14の1及び6によらず、以下のとおりとする。

（1）対象要件

都道府県社会福祉協議会会長は、借受人又は借受人の属する世帯が以下の①から⑥に該当する事由により、償還が著しく困難になったと認められるときは借受人の申請に基づき貸付元利金の償還を猶予することができる。

- ① 地震や火災等に被災した場合
- ② 病气療養中の場合
- ③ 失業又は離職中の場合
- ④ 奨学金や事業者向けのローン（住宅ローンを除く。）など、他の借入金の償還猶予を受けている場合

- ⑤ 自立相談支援機関に相談が行われた結果、当該機関において、借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当であるとの意見が提出された場合
- ⑥ 都道府県社会福祉協議会会長が上記と同程度の事由によって償還することが著しく困難であると認める場合

(2) 申請手続

申請に当たっては、借受人は、上記(1)①から⑤に該当する場合、別添の申請書に、それぞれの該当する事由が確認できる以下の資料を添付して都道府県社会福祉協議会会長へ提出すること。また、都道府県社会福祉協議会会長は、⑥に該当する事由により償還猶予を認める場合には、借受人と面談等を行い、生活状況等を聴取した上で、やむを得ない事由かどうか個別に判断すること。

なお、申請に当たって民生委員を経由する必要はなく、民生委員による意見書も省略可能とする。また、償還猶予の申請を受け付ける場合には、市町村社会福祉協議会において借受人との面談等により生活状況の把握を行うことが望ましく、その場合には必要に応じて市町村社会福祉協議会からの意見書を添えて、申請書類等を都道府県社会福祉協議会に送付すること。ただし、都道府県社会福祉協議会が直接借受人からの申請を受け付ける場合には、この限りでない。

- ① 被災証明書、り災証明書等の被災したことが確認できる資料
- ② 診断書、病状証明書等の病気療養中であることが確認できる資料
- ③ 退職証明書、離職票等の失業又は離職中であることが確認できる資料
- ④ 他の借入金の償還猶予を受けていることが確認できる資料
- ⑤ 自立相談支援機関からの意見書

(3) その他の取扱い

特例貸付における償還猶予期間は原則1年間とし、償還猶予が認められた借受人は、猶予期間中、可能な限り、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の支援を受けるものとする。さらに、あらかじめ借受人から他機関へ借受人の情報を提供することについて同意を得られている場合、借受人の情報を自立相談支援機関に提供することや、必要に応じて個別に自立相談支援機関へつなぐなど、可能な限り丁寧な対応に努めるものとする。

また、猶予期間中に、5の償還免除に該当する場合は、償還免除の適用を検討すること。

(2) 訪問等のアウトリーチによる生活再建に向けた支援

各都道府県社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会においては、償還手続の案内に未応答の借受人や償還が遅延している借受人に対して、現に生活に困窮している方を早期に

支援する観点から、その生活状況を把握し、必要に応じて支援を行ったり、自立相談支援機関等の関係機関につなぐなどの対応をお願いいたします。こうした対応を行うに当たっては、可能な限り訪問等のアウトリーチによるプッシュ型の支援が実施できるよう、訪問支援を行うための体制を整備するなど、市町村社会福祉協議会を含めた支援体制の構築をお願いします。

自立相談支援機関においても、各都道府県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会と連携し、生活に困窮し、償還困難な借受人を把握した場合には、訪問等によるアウトリーチを行い、自立相談支援事業等の必要な支援に適切につなぐほか、必要に応じて都道府県社会福祉協議会に対して借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当であるとの意見を提出するなど、借受人に寄り添った丁寧な支援をお願いいたします。

また、特に、生活困窮者自立支援金を受給した後も生活状況に変化のない方は、長期間生活に困窮している状況が継続し、自立に向けた支援を必要としている可能性がより高いことから、自立相談支援機関が積極的にアウトリーチを行い、生活課題をアセスメントした上で、就労や家計改善等の適切な支援を行うとともに、償還に関する相談について都道府県社会福祉協議会へつなぐなど、重点的にフォローアップ支援を行っていただくようお願いいたします。

なお、これらアウトリーチに必要となる自立相談支援機関の相談支援員の加配等の経費については、令和3年度補正予算及び令和4年度予備費において措置した新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用いただいたところですが、本日決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に伴う補正予算の関連事業において、上記のアウトリーチ等を行うために必要な経費の支援を盛り込む予定であり、補正予算案の決定後に改めてお知らせする予定であることを申し添えます。

また、上記のアウトリーチ支援を含め、生活困窮者自立支援金の受給を終了した方に対する重点的なフォローアップの実施については、別途、依頼する予定であることを申し添えます。

以 上

(別添)

生活福祉資金貸付金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付金償還猶予申請書

以下の【同意チェック欄】のすべてを確認の上で、下記の通り償還猶予を申請します。

【同意チェック欄】アからウの同意チェック欄にチェック（☑）を入れてください。

- ア 本特例制度の償還猶予が決定した場合、自立相談支援機関に対して同機関の業務遂行に活用することを目的として私の個人情報を提供することに同意します。
- イ 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。
- ウ 私は、貴社会福祉協議会が、本制度に必要な範囲で市町村社会福祉協議会、自立相談支援機関、自治体その他の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。

令和 年 月 日

借受人氏名 _____

電話番号 _____

(都道府県) 社会福祉協議会 会長殿

申請の理由 (☑をつける)	<input type="checkbox"/> ① 地震や火災等に被災した場合 <input type="checkbox"/> ② 病気療養中の場合 <input type="checkbox"/> ③ 失業又は離職中の場合 <input type="checkbox"/> ④ 奨学金や事業者向けのローン（住宅ローンを除く。）など、他の借入金の償還猶予を受けている場合 <input type="checkbox"/> ⑤ 自立相談支援機関に相談を行った結果、当該機関において、償還猶予を行うことが適当であるとの意見を受けた場合 <input type="checkbox"/> ⑥ 都道府県社会福祉協議会会長が上記と同程度の事由によって償還することが著しく困難であると認める場合
資金の種類 (○をつける)	緊急小口資金・総合支援資金（初回貸付） 総合支援資金（延長貸付）・総合支援資金（再貸付）
貸付の内容	借入金額 _____ 円
	据置期間 _____ 年 月
	償還方法 _____ 年賦・半年賦・月賦
	償還期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで 変更後 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで 償還期間

※ 「申請の理由」の①から⑤の申請を行う場合は、その理由が確認できる資料を添付すること。

※ 「申請の理由」の⑥の申請を行う場合は、面談等を行い、生活状況等を聴取する必要があること。市町村社会福祉協議会又は生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援機関が面談等を行う場合には、別紙の当該機関の調査意見書を求めること。

別紙

生活福祉資金貸付金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付金償還猶予申請
における市町村社会福祉協議会又は自立相談支援機関の調査意見書

下記のとおり、償還困難と考えられるため、当該機関の意見を申し上げます。

令和 年 月 日

市町村社会福祉協議会会長又は自立相談支援機関の長

(都道府県) 社会福祉協議会 会長殿

借受人氏名		金額	円
資金の種類			

(面談等を通じて把握した借受人の生活状況を具体的に記入の上、償還困難と考えられる理由を記載ください。)